

広報紙 VOL.31

水道だより

編集・発行
昭島市水道部
〒196-0025
昭島市朝日町4-23-28
TEL 042-543-6111
FAX 042-543-6118
平成27年11月



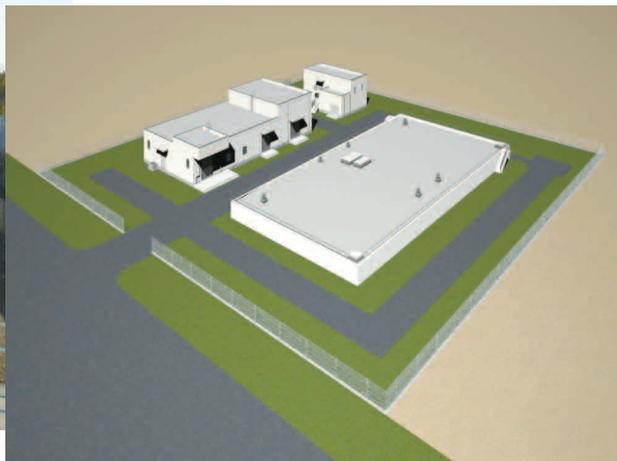
深層地下水100%のおいしい水

新しい配水場を建設します
立川基地跡地(昭島地区)への給水に対応



北部配水場工事の様子

北部配水場イメージ図



現在、東中神駅北側に位置する立川基地跡地昭島地区において、法務省関連施設の整備をはじめ、市街地整備事業が進められています。

この地区は、昭島市の東の玄関口として、また、核都市立川の一翼を担う地区として、広域的な機能や商業機能等が導入され、賑わいと活気が創出されるとともに、この地区のシンボルでもある昭和記念公園の緑を活かした質の高い生活空間が形成されるものと期待されています。

水道部では、この地区への給水に対応するため北部配水場整備事業に着手しました。この事業は、平成27年度から平成29年度末までの3年間で取水施設(水

源井)、浄水施設(着水井)、配水施設(配水池、ポンプ棟等)を整備するもので、総事業費は、約18億4,300万円を予定しています。

北部配水場整備事業が完了しますと、この地区に1日当たり6,000 m^3 の水道水を配水することが可能になり、市内全域では、4つの配水場から、給水人口120,800人に対し、1日当たり47,800 m^3 の配水が可能になります。

この地区の近隣にお住まいの方には、工事期間中、工事車両の通行など何かとご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願いたします。

もくじ

- 1 P 新しい配水場を建設します
- 2 P 平成26年度決算のあらまし
- 3 P 水道検査項目の解説
震災時の給水拠点

- 4 P 貯水槽水道の衛生管理について
私道への配水管布設要望取扱要領を
制定しました

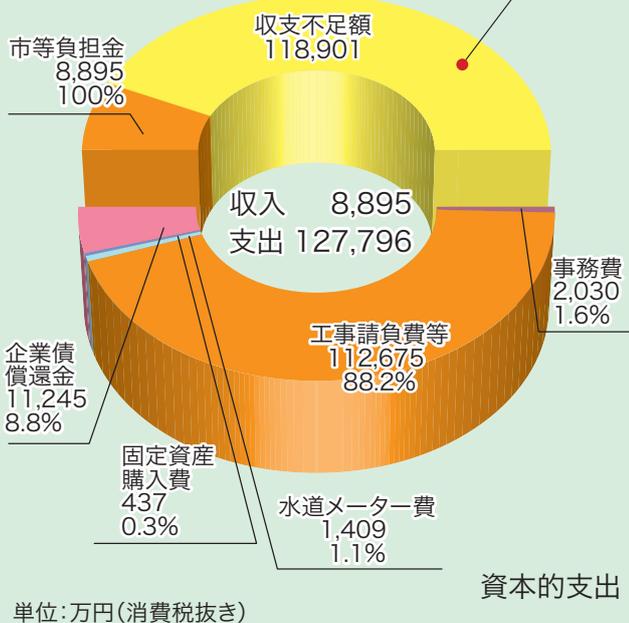
平成26年度決算のあらまし

おいしく安全な水道水の安定供給に努めるとともに、災害に強い水道施設の整備に取り組んでいます。

資本的収支

水道施設の建設・改良のために投下した資金の内容を明らかにして、財政状態を表す貸借対照表の基となる会計

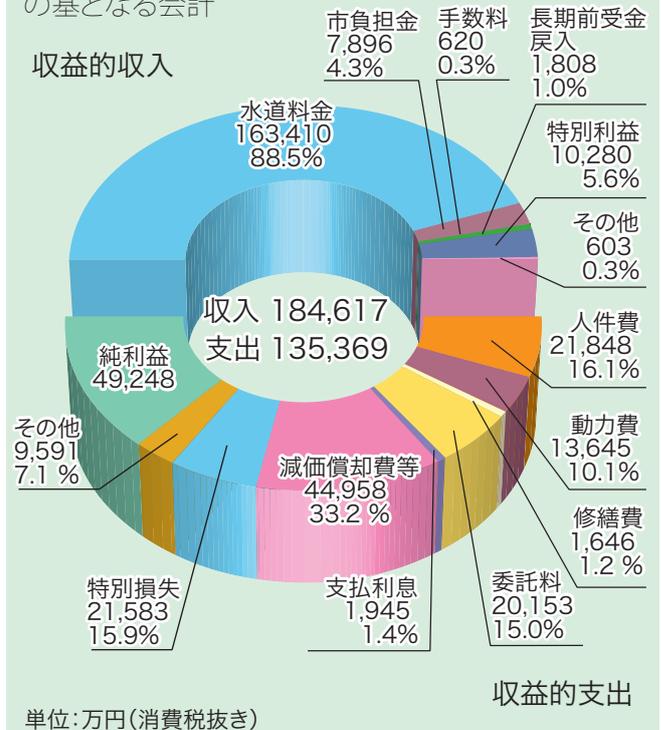
資本的収入



収益的収支

当期の収益とその収益を得るために要した費用の内容を明らかにして、経営成績を表す損益計算書の基となる会計

収益的収入



水道事業の会計は、複式簿記を採用していますが、民間企業と異なり、「資本的収支」と「収益的収支」の二本立てとなっています。

「資本的収支」は、水道施設の整備や機械の購入など事業を持続していくために必要な将来への投資に関する取引を対象とし、投資額とその財源を表します。

平成26年度は、左上の図の資本的支出のとおり、管路網の整備、西部配水場の更新など施設整備に11億6,551万円を投資したほか、過去の建設改良事業に充てた借入金の返済に1億1,245万円(企業債償還金)を支出しました。また、その財源は、資本的収入のとおり、市等負担金8,895万円と自己資金(収支不足額)11億8,901万円で、新たな企業債の借入れはありませんでした。このため、企業債残高は3億5,445万円(市民1人当たり3,142円)となり平成33年度には完済の見込みです。なお、自己資金(収支不足額)には、次に説明する「収益的収支」に計上される純利益を積み立てた建設改良積立金7億5,751万円と現金支出を伴わない費用である減価償却費等の内部留保資金4億3,150万円を充てています。

もうひとつの「収益的収支」は、事業活動による収益と、収益を得るために必要な費用に関する取引を対象とするもので、収入・支出の差引額は、純利益又

は純損失として、その年度の経営成績を表します。また、「資本的収支」に計上された建設改良費等の投資額と負担金等の収入額は、それぞれ、法令に定められた年数に分割されて、次年度以降の「収益的収支」において、減価償却費(費用)や長期前受金戻入(収益)として計上されます。

平成26年度は、右上の図のとおり収益的収入が18億4,617万円に対して収益的支出が13億5,369万円で、差引き4億9,248万円の純利益となりました。

前年度との比較では、1人当たり給水量の減少に伴う料金収入の減により、営業収益が4,014万円の減収となったものの、営業費用及び営業外費用を7,458万円削減したことにより、経常収支を4,936万円の増益としました。しかしながら、新会計基準に基づく引当金の改廃により、特別利益1億280万円に対し、特別損失を2億1,583万円計上したため、純利益は前年度比6,367万円の減益となりました。

昭島市は、清浄な地下水に恵まれ、低コストで高品質の水道水を供給しています。いつまでも安定して水道水を供給できるよう、業務の効率化と適切な施設投資に努め健全経営を維持してまいりますので、節水と水道料金の納期内納付に市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

水道なんでもシリーズ

※「1mg/ℓ」の量とは、ご家庭にある浴槽(200ℓ)に塩をひとつまみ(0.2g)を入れた濃度です。

水道検査項目の解説 No.22・No.23・No.24水質管理目標設定項目

No.22 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） (水質管理目標値3mg/ℓ以下)
 水中の有機物などによって消費される過マンガン酸カリウムの量をmg/ℓで表したもので、水に下水などの生活雑排水などが混入すると、消費量が多くなるなど、水質汚染の指標となります。
 平成26年度検査結果（東部系浄水0.1mg/ℓ 西部系浄水0.5mg/ℓ）

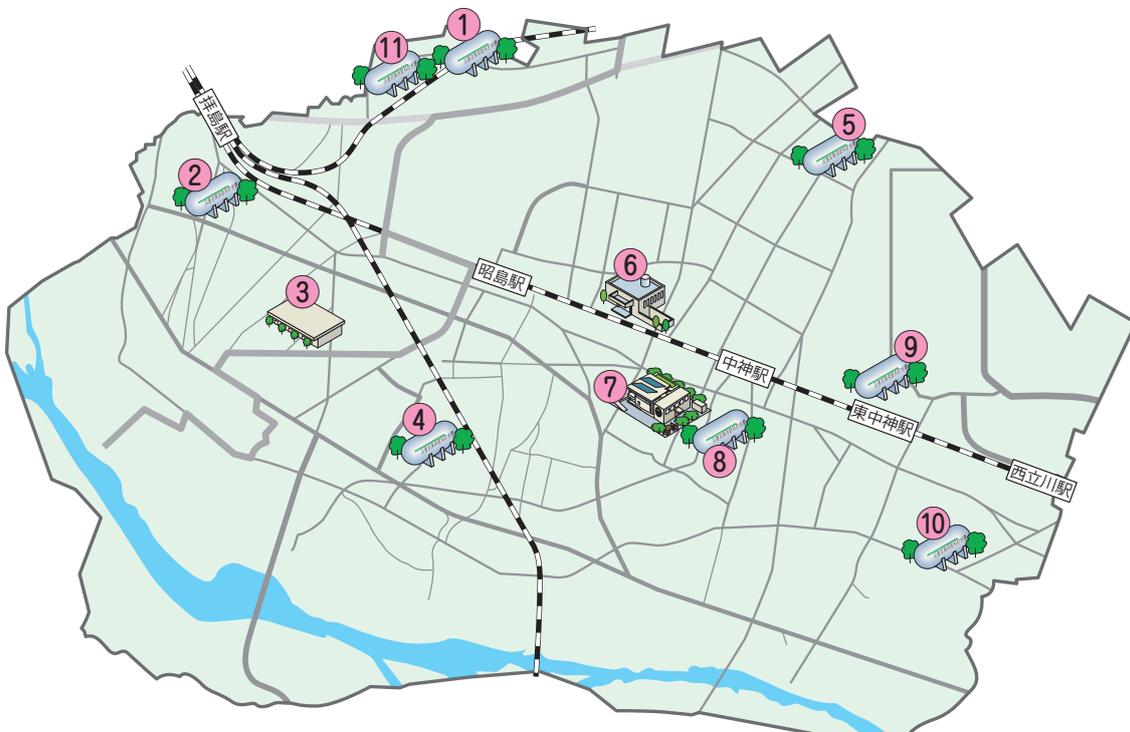
No.23 臭気強度 (水質管理目標値3以下)
 臭気強度とは、水の臭いの強さを0～5の6段階で表したもので、塩素臭以外の異常な臭いの有無についての指標となります。
 平成26年度検査結果（東部系浄水1未満 西部系浄水1未満）

No.24 蒸発残留物 (水質管理目標値30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下)
 蒸発残留物とは、水の中に浮遊したり溶解したりして含まれているものをmg/ℓで表したもので、その主成分はカルシウム、マグネシウム、ナトリウムなどのミネラル成分です。500mg/ℓ以上あると、苦味、渋味を生じたり、給水装置の腐食性を増すため、水質基準では、500mg/ℓとされていますが、水質管理項目ではおいしい水の観点から、30～200mg/ℓに設定されています。
 平成26年度検査結果（東部系浄水136mg/ℓ 西部系浄水125mg/ℓ）

震災時の給水拠点 ～応急給水マップを確認しましょう～

東日本大震災では、電気・ガス・水道などのライフラインは大きな被害を受けました。水道部では、地震などで断水を余儀なくされたお客様へ応急給水

を行うため、下図のとおり給水拠点を設け、直接給水を行います。いざという時のために、自宅に一番近い給水拠点を確認しておきましょう。



1	みほり広場内飲料貯水タンク	美堀町3-2	7	東部配水場	朝日町4-23-28
2	拝島第三小学校内飲料貯水タンク	松原町3-12	8	中神公園内飲料貯水タンク	朝日町3-10
3	西部配水場	緑町2-17-16	9	富士見丘小学校内飲料貯水タンク	福島町890
4	上ノ台公園内飲料貯水タンク	大神町2-4	10	昭和公園内飲料貯水タンク	東町5-11
5	美ノ宮公園内飲料貯水タンク	武蔵野2-4	11	エコ・パーク内飲料貯水(地下)タンク	美堀町3-16
6	中央配水場	つつじが丘3-1-20			

貯水槽水道の衛生管理について

貯水槽水道は設置者（建物の所有者、管理会社など）自らが定期的に清掃や施設の検査などの管理を行うこととなっています。

安全な飲み水の供給のため、設置者のみなさんが日頃から飲み水の安全の重要性を認識して自主的に徹底した衛生管理を行ってください。

[受水タンクの清掃]

1年に1回以上、定期的に清掃してください。

[受水タンクの点検]

有害物、汚水などに汚染されるのを防ぐために、1か月に1回は施設の点検を行いましょう。

[水質検査の実施]

- (1) 毎日行う検査(自分で行う)
水の色・濁り・におい・味のチェック
- (2) 週1回行う検査(自分で行う)
残留塩素の測定
- (3) 年1回行う検査(専門の水質検査機関で行う)
理化学検査、細菌検査

受水タンクに入るまでの水道水は市で管理していますが、受水タンク以降の水道水はその設置者が責任を持って管理することとなっています。

(貯水槽水道とは、水道本管から給水された水を受水タンクに貯め、建物の利用者に飲み水として供給する施設をいいます。)

【お問い合わせ先】

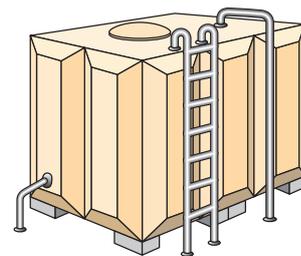
※ 受水タンクの有効容量により異なります。

〈受水タンクの有効容量が5m³を超える場合〉

東京都多摩立川保健所
生活環境安全課環境衛生第二係
(立川市柴崎町2-21-19) ☎524-5171

〈受水タンクの有効容量が5m³以下の場合〉

昭島市水道部工務課給水係 ☎543-6111



私道への配水管布設要望取扱要領を制定しました

水道部では、私道に埋設されている給水管を整理し、配水管を布設することにより、給水管の耐震強化、水の出の向上及び漏水の未然防止を図ることを目的に「私道への配水管布設要望取扱要領」を制定しました。

この要領の制定により、配水管布設の対象となる私道や要件が明確になり、災害に強いまちづくりと事務事業の透明性向上に役立つことが期待されます。

配水管布設の対象となる私道や要件（一部省略しています）については、次のとおりです。

（配水管布設の対象となる私道～第3条～）

- 1 起点及び終点が公道又は公道に準ずる規模の主要な私道に接続していて、延長が概ね30メートル以上の通り抜け道路であること。
- 2 幅員が1.82メートル以上で配水管の布設余地があり、適正な土被りが確保され、配水管の安全が確保できること。
- 3 既設給水管が3本以上又は既に設置されている市の水道メーターが5個以上あること。
- 4 抵当権が設定されていないこと。

- 5 私道の利用に関し、いかなる制約も設けられていないこと。

（配水管布設の要件～第4条～）

- 1 私道のすべての土地の所有者及び既設給水管の所有者が、配水管の布設について承諾すること。
- 2 すべての土地の所有者が次に掲げる事項について承諾すること。
 - (1) 配水管を布設する私道の利用について、いかなる制約も設けないこと。
 - (2) 配水管の布設に係る土地の使用料は無償とすること。
 - (3) 配水管の布設に関して市に重大な過失がある場合を除き、損害賠償の請求及び苦情の申立てをしないこと。

※要領の全文については、市のホームページ (<http://www.city.akishima.lg.jp/150/>) をご確認ください。

【お問い合わせ先】

昭島市水道部工務課給水係 ☎543-6111